

光市立大和総合病院患者給食業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

光市立大和総合病院（以下「当院」という。）における患者給食を、治療の一環として患者満足度の向上を図りながら、安全かつ効率的・安定的に提供できる事業者を公募型プロポーザル方式によって選定する。

2 業務概要

（１）件名

光市立大和総合病院 患者給食業務（以下「本業務」という。）

（２）業務場所

山口県光市大字岩田 9 7 4 番地 光市立大和総合病院内

（３）業務内容

業務内容は、「患者給食業務委託仕様書」のとおり。

3 契約期間

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日まで（長期継続契約）

4 契約業者の選定方法

企画提案方式（公募型プロポーザル方式）とし、患者給食業務の企画提案書等及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価した上で、事業者を選定する。

5 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ次の条件をすべて満たす者であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （３）別紙仕様書に示す業務を安定的かつ適正に実施できること。
- （４）当院と同等規模もしくはそれ以上の山口県内の病院において、患者給食業務の委託実績があること。
- （５）賠償責任保険に加入していること。
- （６）医療関連サービスマークを取得していること。
- （７）代行保証の体制があること。
- （８）日本メディカル給食協会に加入していること。

6 参加手続き等

参加希望者は、次の申請書類を提出しなければ、本プロポーザルへの参加は認められない。

なお、参加に必要な書類については、当院ホームページ (<https://h-yamato-hosp.jp>) から入手するものとする。

(1) 申請書類及び提出部数

- ア. 公募型プロポーザル方式参加資格確認申請書（様式第1号） 1部
- イ. 会社概要（様式第2号） 1部
- ウ. 患者給食業務実績調書（様式第3号） 1部
- エ. 賠償責任保険証書の写し 1部
- オ. 医療関連サービスマーク認定証書の写し 1部
- カ. 代行保証の体制があることがわかる書類 1部
- キ. 日本メディカル給食協会に加入していることがわかる書類 1部
- ク. 使用印鑑届（原本） 1部
- ケ. 委任状 1部
- コ. 登記事項証明書 ※ コピー可 1部
 - ① 本社を管轄とする法務局が発行する証明書
 - ② 受付日において発行から3箇月以内のものであること。
- サ. 業務提案書 8部（正本1部 副本7部 電子媒体1部）
- シ. 業務提案に関する見積り（様式第6号） 1部
- ス. 暴力団排除に関する誓約書（様式第4号） 1部

(2) 提出期限

令和8年7月14日（火） 午後5時まで

提出の受付は、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く午前8時15分から午後5時まで

(3) 参加申請に関する質問

質問は、質問票（様式第5号）提出によること（FAX可）。

FAX 番号0820-48-3924（光市立大和総合病院 総務課）

質問票の提出期限は、令和8年7月13日（月）午後5時までとする。

質問の回答は、令和8年7月16日（木）までに、質問内容と併せて当院ホームページで回答する。

(4) 提出場所及び問合せ先

〒743-0192

山口県光市大字岩田 9 7 4 番地

光市立大和総合病院 総務課

電 話 0 8 2 0 - 4 8 - 2 1 1 1 (内線 4 0 1 4)

F A X 0 8 2 0 - 4 8 - 3 9 2 4

電子メール yamato@hospital.city.hikari.lg.jp

(5) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限り。

(6) 説明会の開催

説明会は行わない。

施設の見学については、随時行う。

7 参加資格審査

参加資格審査は、提出された申請書類に基づき参加希望者の資格審査を行う。

審査結果は、各参加希望者に決定後速やかに通知する。

8 業務提案者選定審査

参加希望者に業務提案書及び見積書の提出を求め、本業務に対するプレゼンテーションを実施したうえで、最優秀業務提案者を選定する。

なお、業務提案書の提出がない者および、プレゼンテーションを実施しなかった者については、その時点で失格とする。

(1) 業務提案書

業務提案書は下記の資料により構成する。原則として A 4 版・縦型・横書・左綴じで作成すること。

ア. 次の項目に関する提案（様式自由）（以下「提案書」という。）

① 患者給食に関する基本方針

患者の治療食としての考え方

② 衛生管理

衛生管理の考え方と取り組み

③ 危機管理

事故・災害発生時の対応

④ 運営管理

運営体制、労務管理・食材管理のシステム

- ⑤ スタッフ確保及び配置人員
スタッフ確保の方策、人員配置計画
- ⑥ 教育・研修
教育・研修への考え方、具体的な計画表
- ⑦ 食材調達
安全な食品確保に関する取り組み
- ⑧ 献立作成
行事食や個別対応食等への対応
- ⑨ 患者満足度の向上
患者の要望に応える取り組み
- ⑩ 見積価格
- ⑪ その他患者給食に関するもの

イ. 業務提案に関する見積（様式第6号）（以下「見積書」という。）

見積については、①固定費 ②変動費（食数と連動）をそれぞれ算出し、これを合計した総額をもって見積額とする。

（2）提出期限

6の（2）に同じ

（3）提出場所及び問合せ先

6の（4）に同じ

（4）提出方法

6の（5）に同じ

（5）プレゼンテーション実施期間

日時 令和8年7月21日（火）11時

場所 光市立大和総合病院 6階大会議室

（6）審査結果

各提案者に決定後速やかに通知する。

9 契約手続き

業務提案者選定審査において選定された候補者と契約内容及び契約金額等に関する契約交渉を行い、合意に達した後に契約を締結する。ただし、当該委託候補者と契約交渉が不調の時は、次点の者から順に契約締結の交渉を行う。

1 0 業者の選定

当院の職員で構成する患者給食業務受託者選考委員会において、以下の審査を行う。

(1) 参加資格審査

参加資格審査は、提出された申請書類に基づき参加希望者の資格審査を行う。

(2) 業務提案者選定審査

業務提案者選定審査は、参加資格審査で選定された者に仕様書に基づく業務提案書の提出およびプレゼンテーションの実施を求め、業務内容の評価に価格面の評価を加算する総合点数化方式にて評価者の点数が一番高い者を最優秀業務提案者とする。

1 1 各種書類の問い合わせ先

6の(4)に同じ

1 2 その他

- (1) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (2) 参加業者が1社のみであった場合、又は提案書提出業者が1社のみとなった場合でも本プロポーザルでの選定は実施する。但し、6割以上の評価は必要とする。
- (3) 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）に虚偽の記載をした者は失格とする。
- (4) 提出書類等の受理後の追加、削除又は差し替えについては、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の返却は行わない。
- (6) 参加表明にあたり要する経費は参加者の負担とする。